

訓練促進資金 (入学準備金・就職準備金) のご案内



- 訓練促進資金(入学準備金・就職準備金)について P1
- 提出書類一覧(チェックリスト) P4
- 借入相談(申請)から資金交付までの手続きについて P5
- 資金交付から償還(返還)免除までの手続きについて P6



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）について

この制度は、国及び愛媛県の補助を受けて、愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」）が実施する公的な貸付制度です。愛媛県が実施する、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」）の支給を受ける方が対象です。

訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」）を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に愛媛県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業を継続した場合、申請を行うことで返還が免除されます。



① 貸付対象者

以下の要件に全て当てはまる方が対象になります。

- (1) 母子(父子) 家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
- (2) 「**⑦返還免除について**」にある免除要件に該当し、返還免除となる見込みがある方
※訓練促進給付金の対象については、お住まいの市福祉事務所、県地方局にある給付金の窓口までご連絡ください。

【貸付対象外となる場合】

下記に該当する場合は、貸付対象外です。（貸付後に判明した場合は、返還となります）

- (1) 入学準備金と下記の資金の併用はできません。
 - ①介護福祉士等修学資金貸付金
 - ②保育士修学資金貸付金
 - ③母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金
 - ④一般教育訓練給付金
 - ⑤特定一般教育訓練給付金
 - ⑥専門実践教育訓練給付金
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるものが属する世帯である場合。
※その他の理由でも、審査の結果により貸付対象外になる場合があります。

【貸付後、返還になる場合】

貸付後、下記に該当する場合は返還となりますのでご注意ください。

- (1) 入学準備金の申請者が養成期間修了時まで訓練促進給付金の対象でなくなる場合
例）・在学中に再婚によりひとり親でなくなる
・在学中に子が満20歳になり訓練給付金の対象ではなくなる
・退学した場合 等
- (2) 養成機関を修了後、愛媛県外で就業する場合
- (3) 返還猶予期間の就労について、1週間の所定労働期間が20時間未満である場合
※猶予期間中は、雇用形態は問いませんが、「連続して週20時間以上の就労」が必須です。併せて、就業開始時及び雇用状況に変化が生じた場合は、これを証明する書類の提出（雇用契約書等のコピー）が必要です。

②貸付資金の内容 ※貸付金の交付は入学後・就職後になります。

資金種類	貸付対象者	資金使途	貸付額
入学準備金	訓練促進給付金の支給を受ける方	養成機関に納入する入学金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充当する費用等	500,000円以内
就職準備金	訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方 ※修了かつ資格取得日から1年以内に就職した場合に限る。	就職にあたり必要な費用(転居費用、被服費、通勤に要する費用等)等	200,000円以内

③貸付利率

【連帯保証人を立てた場合】

無利子

【連帯保証人無しの場合】

返還猶予期間経過後は年1.0%



④連帯保証人：原則1名

【連帯保証人要件】

以下の全てに該当する方

- (1) 愛媛県内に居住し、独立の生計を営む成年者(借入申込者と別生計、別世帯)で借受人に代わって返還する能力のある方(非課税又は均等割のみの方は不可)
- (2) 県社協が債権者である貸付制度の連帯保証人になっていない方
※連帯保証人になると、返還が完了又は免除されるまで、県社協が債権者である貸付制度はご利用いただけません。
※連帯保証人は返還終了まで変更できません。

⑤貸付資金の申込みについて

- (1) 借入申込みできる方は「①貸付対象者」に該当する方になります。
- (2) 申込期限は下記のとおりです。

資金種類	期 日
入学準備金	高等職業訓練促進給付金の支給決定の通知を受けた日から起算して30日以内
就職準備金	養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から起算して30日以内

- (3) 訓練促進資金の借入窓口(書類提出先)は、お住まいの地域の市福祉事務所、県地方局です。
- (4) 入学準備金、就職準備金のいずれかのみを借入することもできます。
- (5) 他の貸付制度※との併用も可能ですが、借入の必要性、返還にあたって将来の収支計画等を十分にご検討いただいた上でご利用ください。
※ただし、「介護福祉士等修学資金貸付金」や「保育士修学資金貸付金」、「介護分野就職支援金」等、趣旨を同じくする公的な貸付を除く。(詳細は【貸付対象外となる場合】(1)(P1))を参照)
- (6) その他
申請時には、必要書類があります。(詳細は「借入申込時に必要な書類(P4)」を参照)



6 返還について

- (1) ご返還は、月賦又は一括返還となります。
- (2) 本資金の返還にあたっては、県社協にご相談に応じます。返還期間中は借受人と連帯保証人に「返還残額のお知らせ」等の書類を送付します。完済すると、「返還完了のお知らせ」を発行し、最終返還者（借受人又は連帯保証人）に借用書を返却します。
- (3) 返還期間中に、病気や失業等により、計画どおりの返還が難しくなった場合、県社協までご相談ください。
- (4) 一切のご連絡をいただけないまま、一定期間を超えて滞納された場合、「督促状」を発行のほか、必要に応じて訪問や面接を実施します。なお、悪質と判断される場合は法的措置をとる場合があります。
- (5) 「養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に愛媛県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事」（※資格取得は愛媛県内の養成機関には限りませんが、就労は愛媛県内に限ります。）しなかった場合、その事由が生じた月の翌月から返還期間に入ります。返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。（年3.0％）

【返還期間・方法】

資金種類	期 間	方 法	備 考
入学準備金	5年(60か月)以内	月賦又は一括 (繰り上げ返還可)	養成機関修了後、就労中は申請により返還を猶予します。 ※その他、申請により返還を猶予できる場合があります。
就職準備金	2年(24か月)以内		

7 返還免除について

- (1) 養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に愛媛県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合は、**申請により返還債務額が全額免除**されます。
※雇用形態は問いませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上であることが条件となります。
- (2) 返還免除までの期間は、生活状況の確認とあわせて、修学又は就業の継続状況についての書類をご提出いただきます。この提出がないと猶予及び免除は認められません。また必要に応じて、その他の書類等を提出いただく場合があります。
- (3) 在学又は在職中の各種届は、**毎年5月末まで**に各種書類をご提出いただきます。
提出期限を過ぎたり、未提出の場合、返還になりますのでご注意ください。（詳細は「『資金交付から償還(返還)免除まで』の手続きについて(P6)」を参照）
- (4) 上記(1)の要件に満たない場合でも、やむを得ない事由により就業を継続できない事情がある際には、申請により返還債務額の全部又は一部が免除される場合があります。
- (5) 転居や氏名変更、休学、退学、休職、退職、転職など状況に変化が生じた場合は、必ず県社協までご連絡ください。

◆貸付資金の申込先(申請書等提出先)

市在住の方：お住まいの地域の市福祉事務所

町在住の方：お住まいの地域の県地方局地域福祉課

◆貸付制度に関するお問合せ先

愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援課

〒790-8553

松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

TEL:089-921-8384 FAX:089-921-5289



提出書類一覧（チェックリスト）

●借入申込時に必要な書類

No.	提出書類	提出が 必要な方	入学 準備金	就職 準備金	提出時 チェック欄
1	貸付申請書(様式第1-1号)	申請者 連帯保証人	○	○	
2	誓約書(様式第2-1号)	申請者 連帯保証人	○	○	
3	児童扶養手当証書のコピー	申請者	○	○	
4	住民票の原本 ・マイナンバーは記載しないこと ・発行から3か月以内で、申請者は世帯員全員が記載されているもの	申請者 連帯保証人	○	○	
5	所得・課税証明書 ・直近のもの	申請者 連帯保証人	○	○	
6	高等職業訓練促進給付金支給決定通知書のコピー ・入学準備金は、訓練促進給付金の月額及び支給期間が記入されたもの ・就職準備金は、修了支援給付金の月額及び支給期間が記入されたもの	申請者	○	○	
7	養成機関入学が確認できる書類のコピー ・養成機関が発行する在学証明書又は合格通知書等	申請者	○		
8	養成機関の発行する修了証等のコピー	申請者		○	
9	取得資格登録届【様式第12号】 ・資格取得日、登録番号が証明できる書類のコピー (免許書、登録済証明書等)を添付 ※合格証書は不可	申請者		○	

●貸付決定後資金交付までに必要な書類

No.	提出書類	提出が 必要な方	入学 準備金	就職 準備金	提出時 チェック欄
1	借用書【様式第3-1号】 ・印鑑登録証明書を添付 ・収入印紙を貼付(400円)	申請者 連帯保証人	○	○	
2	振込口座申請書【様式第4号】 ・通帳のコピーを添付	申請者	○	○	
3	返還猶予申請書(様式第9-1号)	申請者		○	
4	取得資格業務従事届(様式第10-1号) ・雇用状況が確認できる書類のコピー(雇用契約書等)を添付 ※愛媛県内で就職の上、週20時間以上、取得資格を活かした業務に従事していることが確認できるもの (雇用契約書等のコピーは、次年度以降は、雇用条件等に変更があった場合のみ提出)	申請者		○ ※毎年	
5	現況報告書(様式10-1号添付様式) ・現状に応じて必要書類を添付	申請者		○ ※毎年	

必要書類の様式は県社協のホームページ又は右記二次元コードからダウンロードできます。



「借入相談(申請)から資金交付まで」 の手続きについて



市福祉事務所、県地方局
の訓練促進給付金相談

◆訓練促進給付金の事前相談

貸付対象になりうる場合は、訓練促進資金の貸付のご案内、申込手順等を説明

①申請書類の提出

◆お住まいの市福祉事務所又は県地方局に貸付申請書及び必要書類を提出

※入学準備金・就職準備金の借入申込み時に必要な書類はそれぞれ異なります。提出書類の詳細は、パンフレット内の「借入申込時に必要な書類(P4)」を参照ください。

※市福祉事務所、県地方局等での訓練促進給付金の相談時の情報を、訓練促進資金の借入窓口となる県社協との間で情報共有することがあります。

②審査

◆県社協で貸付の可否を審査

※審査中に書類の追加提出等をお願いする場合があります。

※不承認の場合、理由は開示しません。なお、借入希望者が県社協が債権者である貸付制度の債務者であり、返還が滞っている場合は貸付できない場合があります。

③貸付決定

◆貸付の可否の郵送通知(申請者、市福祉事務所又は県地方局等)

※借受人には、借用書等も併せて郵送します。

④借用書等の提出

◆申請書を提出した市福祉事務所又は県地方局へ借用書を提出

※提出書類は、「貸付決定後資金交付までに必要な書類(P4)」を参照ください。

⑤貸付金の交付

◆県社協で借用書受理後、借用書を審査の上、貸付金を指定口座に送金 提出書類に不備がなければ、借用書受理後、20日以内に送金します。

■その他、貸付後も状況に応じて、随時各種届出の義務があります。

①資金交付から返還免除までの期間、毎年提出が必要な書類があります。

詳しくは、「『資金交付から償還(返還)免除まで』の手続きについて(P6)」をご確認ください。

②【貸付時から以下のような変更があった場合】※必ず県社協にご連絡ください。

- (1) 貸付を辞退するとき
- (2) 休学や退学、停学、留年した場合
- (3) 給付金の受給資格を喪失したとき
- (4) 養成機関を修了後さらに養成機関に就学したとき
- (5) 養成機関修了後、資格を取得できなかったとき
- (6) 養成機関修了後、就職活動を行ったとき(就職までに時間を要する場合)
- (7) 別事業所に転職した場合
- (8) 就労状況に変化があった場合(退職・転職・休職・求職等)
- (9) 住所・連絡先を変更した場合



※その他状況に応じて必要な書類があります。貸付時の状況から変化があった場合は、県社協に必ずご連絡ください。

「資金交付から償還（返還）免除まで」 の手続きについて



◆返還免除の要件について

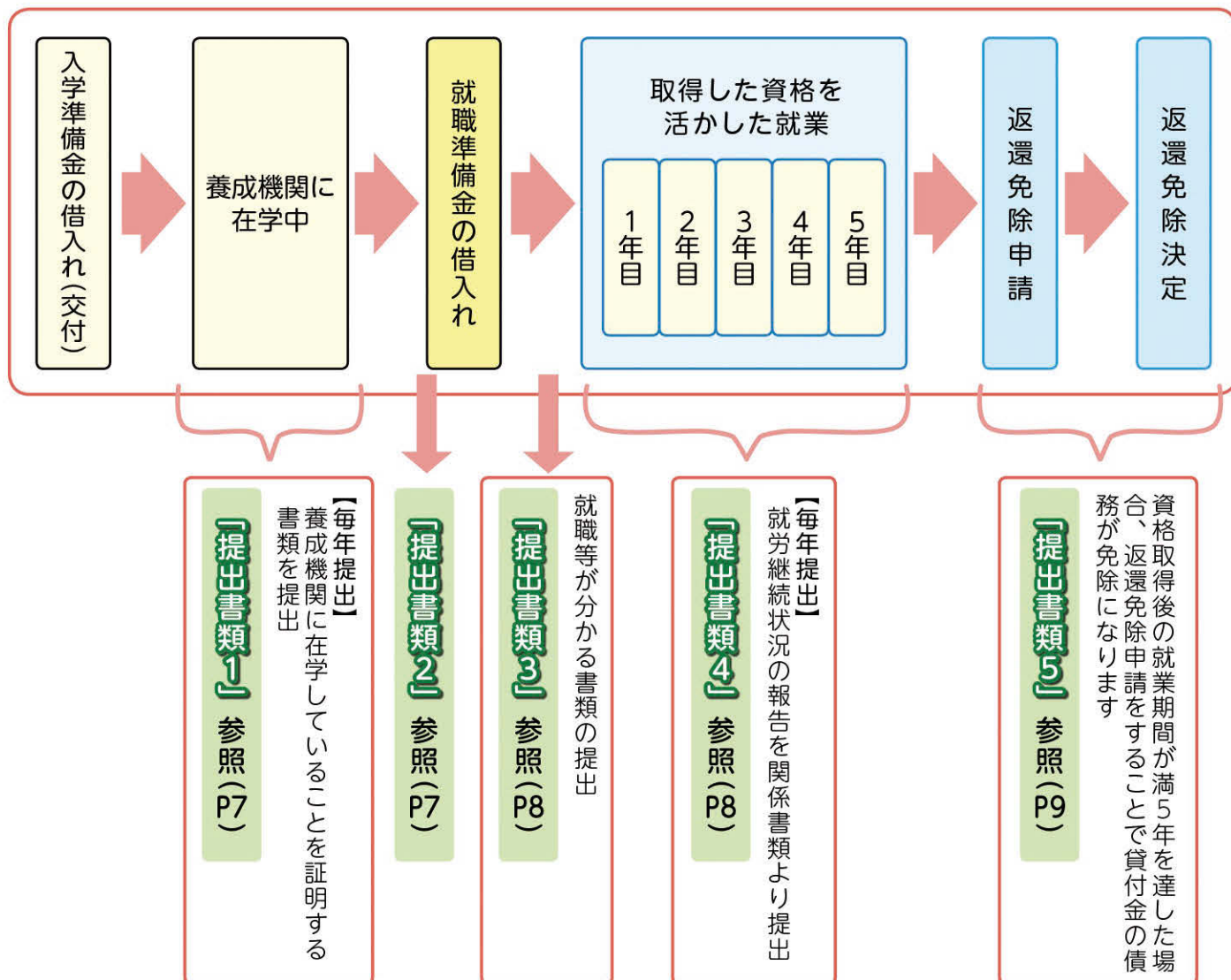
○この貸付金では、下記の要件を満たした場合、**債務の返還が免除**されます。

【返還免除要件】

- ①養成機関を修了していること。
 - ②資格取得した日から1年以内に、愛媛県内で、取得した資格が必要な業務に従事（就職）していること。
 - ③通算で5年間（60か月）、愛媛県内で、取得した資格が必要な業務に従事すること。
なお1週間の所定労働時間は、**合計20時間以上**であること。（雇用形態は問いません。）
- ※返還免除の方法は、「**提出書類5**」資格取得後の就業期間が5年以上に達した場合（P9）」をご覧ください。

- 返還免除までの期間、**毎年1回、5月末日までに就労状況等の確認書類（取得資格業務従事届等）をご提出**ください。この提出がないと、返還免除が認められない場合があります。
- 在学中又は就労継続中等の状況によりご提出いただく書類が異なります。このパンフレットをよくお読みいただき、それぞれの状況に応じた書類をご提出ください。

◆借入れから返還免除までの流れ及び提出資料



「提出書類1」養成機関に在学中（毎年提出）

※入学2年目以降は本会より、文書で提出を依頼します。

- 在学証明書（養成機関で発行）
※毎年1回、5月末までに提出



＜休学や退学、給付金受給資格の喪失となった場合＞

下記の状況に当てはまる場合は、速やかに下記の書類を提出してください。

状 況	提 出 書 類
養成機関を休学・停学・復学・留年・退学 （又は休学後に復学）	■休学等届（様式第5－1号） ■様式第5－1を証明する書類のコピーを添付
給付金受給資格を喪失 （養成機関には引き続き在学の場合）	■返還猶予申請書（様式第9－1号） ■在学証明書 ■高等職業訓練促進給付金停止を記す書類のコピー

「提出書類2」養成機関卒業・就学时等

状 況	提 出 書 類
養成機関を修了し、資格を取得した上で就業	■卒業証明書又は卒業証書のコピー ■返還猶予申請書（様式第9－1号） ■取得資格業務従事届（様式第10－1号） ※採用通知書又は雇用条件契約書等のコピーを添付 ■現況報告書（様式第10－1号添付様式） ■取得資格登録届（様式第12号） ■資格取得日・登録番号が証明できる書類のコピー（免許証・登録済証明書等）
養成機関を卒業後さらに養成機関に就学 例）給付を受け准看護師養成機関を修了したが、 引き続き看護師の資格を取得するために養成 機関で修業する場合	※在学期間中返還を猶予するため、下記の書類が必要です。 ■返還猶予申請書（様式第9－1号） ■養成機関入学が確認できる書類のコピー （養成機関が発行する在学証明書又は合格通知書等） ■高等職業訓練促進給付金の継続を記す書類のコピー

＜養成機関修了後、資格を取得できなかった又は求職中等の場合、下記書類を提出＞

状 況	必 要 書 類
養成機関を卒業したが、資格取得ができなかった 求職中の場合 （養成期間を修了し資格取得後、就職までに時間を 要する場合）	■返還猶予申請書（様式第9－1号） ※月1回以上求人へ応募したこと又は月2回以上職業 相談を行っていることを証明する、下記の書類が必要 です。 ■返還猶予申請書（様式第9－1号） ■現況報告書（様式第10－1号添付様式） ■求職活動実施状況届（様式第17号） ■求職活動確認票（様式第17号－1）又は求職活動 確認票（様式第17号－2）

「提出書類3」就職準備金の貸付決定後

※貸付決定後資金交付までに必要な書類(P4)を参照ください。

「提出書類4」就業中(返還免除の5年間に達するまで毎年提出)

- ・返還免除の5年間に達するまで毎年、5月末までに下記書類の提出が必要です。
- ・入学準備金、就職準備金の両方の貸付を受けている場合は、各2部提出してください。
- ・その他必要に応じて、必要書類等を提出いただく場合があります。
- ・この提出がないと猶予及び返還免除は認められません。
- ・提出期限を過ぎたり、未提出の場合は、返還になりますのでご注意ください。

状 況	必 要 書 類
養成期間修了後継続して同じ事業所で従事している場合	■取得資格業務従事届(様式第10-1号) 雇用状況が確認できる書類のコピー(雇用契約書等)を添付 ※ただし、愛媛県内で就職の上、週20時間以上、取得資格を活かした業務に従事していることが確認できるもの ■現況報告書(様式第10-1号添付様式)

＜養成期間修了後の就業状況から変化があった場合＞

状況に応じて下記の書類を速やかにご提出ください。

状 況	必 要 書 類
愛媛県内の別事業所に転職した場合	■取得資格業務従事届(様式第10-1号) ■雇用状況が確認できる書類のコピー(雇用契約書等)を添付 ■現況報告書(添付様式)
退職	■現況報告書(様式第10-1号添付様式) ■返還猶予申請書(様式第9-1号)
休職	■現況報告書(様式第10-1号添付様式)
求職中	■現況報告書(様式第10-1号添付様式) ■求職活動実施状況届(様式第17号) ■求職活動確認票(様式第17号-1)又は求職活動確認票(様式第17号-2)
住所・連絡先を変更した場合	■氏名・住所変更届(様式第11号) ※住所変更の場合は新住所の住民票を添付

※上記以外の状況が生じた場合、県社協にお問合せください(お問合せ先3ページ参照)。



「提出書類5」資格取得後の就業期間が5年以上に達した場合 (返還免除申請について)

返還免除要件を満たした場合、申請を行うことで債務の返還が免除されます。5年を経過しても、返還免除申請書ご提出がなければ返還免除になりません。※返還免除要件は、「**⑦返還免除について(P3)**」及び下記「**返還免除要件の詳細について**」をご参照ください。

◀下記書類を5年に達した翌月の末日までにご提出▶

状 況	必 要 書 類
資格取得後の就業期間が5年以上に達した場合 (入学準備金・就職準備金)	■返還免除申請書 (様式第7-1号) ■従事期間証明書 (様式第8-1号) ※従事先を変更している場合は、各従事先の従事期間証明書が必要です。 ※入学準備金、就職準備金の両方の貸付を受けている場合は、 各2部 提出してください。

◆返還免除要件の詳細について

愛媛県内で取得した資格が必要な業務とは	看護師や介護福祉士等、取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではありません。 たとえば、「保健師資格を取得した者が、看護師として業務に従事する場合」や「看護師資格を取得した者が訪問看護ステーションを経営する場合」等を含みます。取得した資格と業務内容との関係を確認したうえで判断します。 なお、勤務形態は常勤に限りません。1週間の所定労働時間が<u>20時間以上</u>の勤務であれば対象となります。 人事異動等で県外での勤務になる場合には、事前に県社協までご相談ください。
就業継続について	取得した資格が必要な業務に、通算で5年間勤務した場合をいいます。かならずしも同一の事業所で離職なく継続する必要はありません。 (1) 一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合、求職期間中も、継続して就業しているものとして業務に従事した期間に算入します(最長1年間)。 なお、求職活動とは、以下のいずれかを書面で確認できる場合です。 ① 月1回以上、求人への応募を行った場合 ② 次のような就職活動を、原則として月2回以上行っている場合 ・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関(民間職業紹介機関、労働派遣機関等)が行う職業相談、職業紹介等 ・公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等。このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。 ③ (ア) 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合 (イ) 就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合 (ウ) 公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合。その場合、就労支援機関等による証明書で確認します。

	(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(客観的に判断できる場合のみ)により離職し、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該期間は業務に従事した期間には算入しません。 (3) 疾病等により休職している期間についても、雇用が継続している場合には、業務に従事した期間に算入します。
--	---

◆返還について

①返還となるケース

下記事由が発生した場合、返還となります。

- ・本貸付事業の貸付対象ではなかったにもかかわらず貸付を受けたことが判明した場合。
 - ・本貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった場合(就業継続の確認ができない場合等)。
 - ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者でなくなった場合。
- ※県社協への届け出がない場合でも、市福祉事務所又は県地方局等から「訓練促進給付金」の支給が停止した等、返還となる事由の発生が確認された場合は、返還となることがあります。

②返還となる場合の提出書類

ご提出いただく書類は、状況によって異なりますので、詳しくは県社協までお問い合わせください。

③返還開始時期

返還の事由が生じた日の属する月の翌月から返還開始となります。

④返還期間・返還金額

資金の種類	返還期間
入学準備金	5年(60か月)以内
就職準備金	2年(24か月)以内

<利子>

- ・連帯保証人ありの場合 → 無利子
- ・連帯保証人なしの場合 → 年1.0%

<支払い方法>

- ・月賦均等払い又は一括

- ・返還になると、払込依頼票が郵送されます。
- ・返還期間中、借受人及び連帯保証人宛に「返還残額のお知らせ」等の書類を送付します。

⑤留意事項

- ・いずれの資金も返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子が発生します。
2020年3月以前に貸付決定した方：年5.0%
2020年4月以降に貸付決定した方：年3.0% (民法改正に伴い変更)
- ・県社協へのご連絡がなく、一定期間を超えて滞納の場合には「督促状」発行のほか、必要に応じて訪問や面接を実施します。悪質と判断される場合には法的措置をとることもあります。

発行：2023.3





「やさしさ」を抱きしめよう



社会福祉法人

愛媛県社会福祉協議会